

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	清田区第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務
発 注 課	清田区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	七欧産業 株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。 本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後5日間の期間が必要であり、公示日の3日前である令和6年10月12日が設置期限であることから、掲示板を10月7日までに引き渡す必要がある。 一方で、別に調達するポスター掲示板の調達（レンタル）に当たっては、引渡しの3日前までに、引渡し場所の特定が必要である。この場合の引渡し場所とは、本業務の受託者が指定する場所であることから、引渡し期日の3日前である10月4日までに契約を締結し、本業務の受託者を決定する必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和6年度当初予算に計上されておらず、本業務に係る経費は、予備費充用により措置することとなる。 予備費充用後執行可能となるのが、10月4日となる見込みであることから、一般競争入札による場合には10月4日までに契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。 次に契約の相手方について、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去7年以内に、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていたが、本業務については、履行前に現地確認等の準備を行うことが日程上困難であり、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要がある。 そのため、本業務は過去7年間に当区内で同種業務を請け負ったことによりノウハウを持ち、かつ今回と同様に非常に短期間で業務を完了させた実績のある事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。 この条件に唯一合致するのは、平成29年に執行された第48回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置業務の受託者である七欧産業株式会社である。 同社は、直近に実施された第26回参議院議員通常選挙及び第20回統一地方選挙ポスター掲示場製作設置業務も請け負っており、履行状況が良好であることから、現時点での履行能力も十分と考えられる。 そこで、同社に対し聴き取りを行ったところ、今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、上記事業者を契約の相手方として選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年10月2日